

この書面では、傷害総合保険をご契約いただくにあたっての重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明していますので内容を十分にご確認ください。なお、**ご契約者と被保険者**が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項
- ◆2021年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償等の保険料・補償内容の改定を行っています。

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細については「ご契約のしおり・約款集」に記載しています。必要に応じて損保ジャパン公式ウェブサイトをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでご請求ください。

（注）「ご契約のしおり・約款集」はご契約後、保険証券・保険継続証とともにお届けします。

 このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

■被保険者本人の年齢によってご契約できるプランが異なります。

被保険者本人の年齢	ご契約できるプラン
満69歳以下	まも〜るプラン以外
満70歳以上満89歳以下	まも〜るプラン

（注）被保険者本人が満90歳以上の場合はご契約できません。

■後記 **1 契約締結前におけるご確認事項** のうち、**（1）商品の仕組みと被保険者の範囲** および **（2）基本となる補償** の項目については、「まも〜るプラン以外」と「まも〜るプラン」に分けて記載しています。ご契約プランごとにご確認いただく記載は次のとおりです。

ご契約プラン	ご確認いただく記載	
「まも〜るプラン以外」 でご契約のお客さま	まも〜るプラン以外	「まも〜るプラン以外」 「まも〜るプラン」共通
「まも〜るプラン」 でご契約のお客さま	まも〜るプラン	「まも〜るプラン以外」 「まも〜るプラン」共通

1 契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の仕組みと被保険者の範囲

①商品の仕組み **契約概要**

まも〜るプラン以外

基本となる補償、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる主な特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償 ＜ケガの補償＞	自動的にセット される特約（※） （自動セット特約）	セットすることができる主な特約 （任意セット特約）	
死亡・後遺障害 入院・手術 通院 通介 院護 （注）交通事故等によるケガのみを補償することもできます。 被害事故補償	通院保険金 支払限度日数 変更特約 （30日）	天災危険 補償特約	個人賠償責任 補償特約 救援者費用等 補償特約 ホールインワン・ アルパトロス費用 補償特約

（※）団体契約の場合は、自動的にセットされません。この特約がセットされていないご契約の通院保険金支払限度日数は90日となります。
（注1）一部の補償を外してご契約いただくことも可能です。
（注2）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。
（注3）団体契約の場合を除き、脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

まも〜るプラン

基本となる補償、自動的にセットされる特約（自動セット特約）、セットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。

基本となる補償 ＜ケガの補償＞	自動的にセットされる特約 （自動セット特約）		セットすることができる特約 （任意セット特約）
死亡・後遺障害 入院・手術 通院 傷害入院一時金 被害事故補償	天災危険 補償特約	入院保険金 支払限度日数 変更特約 （30日）	個人賠償責任 補償特約
	後遺障害等級 限定補償特約 （第1級〜第3級）	通院保険金 支払限度日数 変更特約 （30日）	携行品損害 補償特約

（注）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約および脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約が自動的にセットされます。

 このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

用語のご説明

「ご契約のしおり・約款集」にも「用語のご説明」が記載されていますので、ご確認ください。

 **先進医療、免責金額** など

【約款に関する用語】

用 語	ご 説 明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特 約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。

【補償の対象者等に関する用語】

用 語	ご 説 明
契 約 者	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなります。
被 保 険 者	保険の対象となる方のことをいいます。
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
配 偶 者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。

【その他】

用 語	ご 説 明
他の保険契約等	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
被 害 事 故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
保 険 金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
保 険 金 額 ・ 保 険 金 日 額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
保 険 料	保険契約者が保険契約に基づいて損保ジャパンに払い込むべき金銭をいいます。
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

1

②被保険者の範囲 **契約概要**

まも〜るプラン以外

被保険者の範囲等は、次のとおりです。

引受 方式	被保険者（※1）の範囲			保険金が支払われる 事故（※5）の種類		普通保険約款に セットされる特約
	本人 （※2）	本人の配偶者 （※3）	その他のご家族 （※4）	交通事故 （※6）	左記以外の 事故	
個人型	○	×	×	○	○	—
交通傷害型	○	×	×	○	×	交通傷害危険 のみ補償特約
家族型	○	○	○	○	○	家族特約
ファミリー 交通傷害型	○	○	○	○	×	家族特約および 交通傷害危険 のみ補償特約

（※1）被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
（※2）申込書の被保険者欄に記載のご本人をいいます。
（※3）家族特約（配偶者対象外用）をセットされた場合は、被保険者に含まれません。
（※4）本人またはその配偶者の同居の**親族**および別居の**未婚**の子をいいます。また、家族特約（配偶者対象外用）をセットされた場合は、本人の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。なお、家族特約（夫婦用）をセットされた場合は、被保険者に含まれません。
（※5）被害事故補償保険金の補償については、交通傷害危険のみ補償特約をセットされた場合であっても交通事故による事故に限定されません。
（※6）所定の交通乗用具による事故をいいます。
＜所定の交通乗用具の主なもの＞
電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。

まも〜るプラン

被保険者の範囲等は、次のとおりです（引受方式は個人型のみとなります。）。

引受 方式	被保険者の範囲			保険金が支払われる 事故の種類	
	本人 （※）	本人の 配偶者	その他 のご家族	交通事故	左記以外の 事故
個人型	○	×	×	○	○

（※）申込書の被保険者欄に記載のご本人をいいます。

【青字の用語】については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。

2

(2) 基本となる補償

契約概要

まも〜るプラン以外

基本となる補償は、次のとおり構成されています。**保険金**の種類は、複数の組み合わせでご契約いただくことが可能です。補償内容の詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害 保険金額 の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じた死亡・後遺障害保険金額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日 ^(※1) を限度として、1日につき入院 保険金日額 をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場面の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※2) ② 先進医療に該当する手術 ^(※3)
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※4) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
介護保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じ、所定の要介護状態となった場合、181日目以降の重度後遺障害による要介護状態である期間に対して、1年間につき、介護保険年額をお支払いします。重度後遺障害による要介護状態である期間に1年未満の端日数がある場合は、1年を365日とした日割計算により介護保険金の額を決定します。
被害事故補償保険金	被保険者が、 被害事故 により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引いた額を、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など

(※1) 入院保険金支払限度日数変更特約（180日）をセットされた場合は、180日となります。
(※2) 以下の手術は対象となります。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
(※3) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりします。
(※4) 通院保険金支払限度日数変更特約（30日）をセットしています。この特約がセットされていないご契約は90日を限度とします。
(注) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

まも〜るプラン以外・まも〜るプラン共通

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 介護保険金 傷害入院一時金	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ■頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ^(※1) ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ^(※2) ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている箇の事故 ■自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）、箇の事故 など (※1) 天災危険補償特約がセトされている場合は、お支払いの対象となります。 (※2) 団体契約の場合を除き、脳疾患、疾病または心神喪失免責に関する一部修正特約が自動セトされます。
被害事故補償保険金	■故意または重大な過失 ■自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ■頭（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■地震、噴火またはこれらによる津波 ■被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など

(4) 主な特約の概要

契約概要

主な特約の概要は、次のとおりです。
下記特約の詳細および下記に記載のない特約については、普通保険約款・特約をご参照ください。
<主な特約>

特約の種類	保険金をお支払いする主な場合
個人賠償責任補償特約（任意セツト特約）	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品） ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません。）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. エ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となつた事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ■携帯電話：スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢、その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている箇のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■漁具 ■1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 など (※3) 電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (注) 日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

まも〜るプラン

基本となる補償は、次のとおり構成されています。補償内容の詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害 保険金額 の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に特約に定める重度の後遺障害 ^(※1) が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、30日 ^(※2) を限度として、1日につき入院 保険金日額 をお支払いします。
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場面の手術保険金をお支払いします。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※3) ② 先進医療に該当する手術 ^(※4)
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※5) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
傷害入院一時金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院保険金をお支払いする場合で、実際に入院した日数が30日以上となった場合に、傷害入院一時金の全額をお支払いします。ただし、1回の事故につき傷害入院一時金保険金額を限度とします。 (注) 傷害入院一時金の対象となる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては傷害入院一時金はお支払いできません。
被害事故補償保険金	被保険者が、 被害事故 により死亡された場合または所定の重度後遺障害が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引いた額を、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 など

(※1) 後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）をセットしています。
(※2) 入院保険金支払限度日数変更特約（30日）をセットしています。
(※3) 以下の手術は対象となります。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
(※4) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりします。
(※5) 通院保険金支払限度日数変更特約（30日）をセットしています。
(注) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

携行品損害補償特約（任意セツト特約）	偶然な事故により携行品に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (注1) 乗券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、ラジコン模型ドローン、義歯、義肢、補聴器、動物、植物、有価証券（小切手は除きます。）、クレジットカード、プリペイドカード、稿本、設計書、携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス など
--------------------	---

(5) 補償重複について

注意喚起情報

「個人賠償責任補償特約」「携行品損害補償特約」「救護者費用等補償特約」「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」等を複数のご契約^(※1)にセツトされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
(※1) 傷害総合保険以外ののご契約にセツトされる特約や他社のご契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセツトした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	傷害総合保険の個人賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	傷害総合保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

(6) 保険金額の設定

契約概要

■保険金額の設定にあたっては、次の①、②にご注意ください。
①お客さまが実際に契約する保険金額については、申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
②各保険金額・日額には、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は**他の保険契約等**と通算して1,000万円が上限となります。
・被保険者が保険期間の初日において満15歳未満である場合
・ご契約者と被保険者が異なるご契約において被保険者の同意（署名・捺印）がない場合

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

■保険期間 : 1年間（1年未満の短期契約も可能です。）
■補償の開始：始期日の午後4時（これと異なる時刻が申込書に記載されている場合は、その時刻）
■補償の終了：満期日の午後4時

(8) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

契約概要

■保険料は、保険金額、保険期間、補償範囲、お仕事の内容等によって決定されます。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料ににつきましては、申込書でご確認ください。
■最低保険料は1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。
■ご契約の保険料は、口座振替で払い込むことができます（現金等により払い込むことも可能です。）。ただし、契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。
【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】
保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

【青字の用語】については、P.①の **用語のご説明** をご参照ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

（１）通知義務等 注意喚起情報

- ①職業または職務を変更された場合
保険証券記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。ただし、お引受けの条件によりご通知が不要となることがあります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- （注）団体契約における被保険者の人数の増減等、上記以外にもセットされる特約やお引受けの条件により通知義務を定めている場合があります。詳細はご契約のしおり、普通保険約款・特約をご確認ください。
- ②住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ③上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

 ご通知いただく事項について（通知義務等）

（２）解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります（通算短期率適用契約に関する特約をセットされた場合等、解約返れい金がないこともあります。）。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

（３）被保険者による解除請求 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の条件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解除を求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

（４）重大事由による解除

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

（５）他の身体障害または疾病の影響について

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

5

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

分割払でご契約の場合、第２回目以降の分割保険料は、申込書記載の払込期日（※）までにお支払いください。なお、分割保険料が払込期日の属する月の翌月末日を経過してもお支払いがない場合は、払込期日の翌日以後に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。ただし、分割保険料のお支払いがなかったことにご契約者の故意または重大な過失がなかったと損保ジャパンが認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌々月の25日まで延長します。また、所定の払込猶予期間中に分割保険料のお支払いがない場合、または２か月連続して払込期日に分割保険料のお支払いがない場合は、ご契約を解除することがあります。

（※）口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

（９）満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

（１）告知義務 注意喚起情報（申込書の記載上のご注意事項）

ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険の普通保険約款における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者ご本人の職業または職務
- ★他の保険契約等の加入状況

■交通傷害危険のみ補償特約等をセットされたご契約における「被保険者ご本人の職業または職務」等、お引受けの条件によりご回答が不要となる告知事項があります。また、セットされる特約やお引受けの条件により告知事項を定めている場合があります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

 申込書のご記入にあたっての注意点（告知義務等）

（２）クーリングオフ 注意喚起情報

この保険は保険期間が１年以下であり、クーリングオフ（契約申込みの撤回等）ができません。

（３）死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いください。

4 その他ご留意いただきたいこと

（１）取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

（２）保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（３）個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

（４）継続契約について 契約概要

■告知の内容や事故の発生等によりご契約のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

<安心更新サポート特約（自動継続型）をセットされた場合の取扱い>

安心更新サポート特約（自動継続型）がセットされた場合は、損保ジャパン所定の日（※¹）までに、お客さまから継続しない旨のお申し出がないかぎり、保険期間が満了する日（満期日）の契約内容と同等の条件（※²）で毎年自動的に保険契約を継続します。自動継続された保険契約の初日は継続前契約の満期日となります。ただし、次の場合には自動継続が中止となります。

まも～るプラン以外	・保険金請求が多発した場合 ・満期時の被保険者「本人」年齢が満70歳（育英費用補償特約等がセットされた場合は満22歳）以上となる場合	など
まも～るプラン	・保険金請求が多発した場合 ・満期時の被保険者の年齢が満80歳以上となる場合	など

 このマークに記載の項目は「ご契約のしおり・約款集」に記載されています。

【青字の用語】 については、P.①の **【用語のご説明】** をご参照ください。

（SJ20-51044,2020.8.28） 5 × 1 16631-01 （20070508） **【365540】** - 1000

6